

令和5年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

令和5年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入)の市・県民税から適用される主な改正点についてお知らせします。

掲載項目

- 住宅ローン控除の特例の延長等
- セルフメディケーション税制の見直し
- 市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

住宅ローン控除の特例の延長等

- ・住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居したかたが対象)されました。
- ・令和4年から令和7年までに入居した場合の控除率が0.7%に引き下げられました。
- ・適用対象者の所得要件が合計所得金額2,000万円以下に引き下げられました。

<個人住民税における控除限度額>

入所した年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月 (注1)	令和4年1月～ 令和7年12月 (注2)
控除限度額	所得税の課税総所得金額 等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額 等の7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額 等の5% (最高97,500円)

(注1)住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限りです。

(注2)令和4年中に入居したかたのうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(注1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。

セルフメディケーション税制の見直し

適用期間が5年間延長され、令和5年度から令和9年度の市・県民税についても適用されます。(令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に支払ったスイッチOTC医薬品の金額についても適用)

また、税制対象医薬品の範囲が拡充されるとともに、健康維持増進等の取組関係書類の申告書提出時の添付は不要となり、セルフメディケーション税制の明細書の添付のみ必要となりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、取組関係書類の提示または提出を求めることがありますので、5年間は自宅で保管しておく必要があります。

市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳又は19歳のかたは、市民税・県民税の非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらないかたは、前年中の合計所得金額が41万5千円(注)を超える場合には課税されます。

なお、成年年齢未満であっても、既婚者または婚姻歴があるかたは未成年者とみなされません。

(注)扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

未成年者の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 ※令和4年度の場合、平成14年(2002年) 1月3日以降生まれのかた	18歳未満 ※令和5年度の場合、平成17年(2005年) 1月3日以降生まれのかた